

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

長野厚生年金 事案 1207

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社Bセンターにおける申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日(昭和43年12月1日)及び資格取得日(44年2月1日)を取り消し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月10日から38年5月20日まで
② 昭和43年12月1日から44年2月1日まで

申立期間①については、Cに住み込みで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、申立期間②については、A社Bセンターで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録が空白になっている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社から提出された人事個人票及び雇用保険の記録により、申立人は同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「申立人は、当該期間において当社のBセンターに在籍していたと思われるので、申立人の当該期間の給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、前後の社会保険事務所(当時)の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立てどおりの届出を行っておらず、申立期間②の保険料は納付していないと思われる。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年12月から44年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は、当該期間当時のCの事業内容及び所在地等を具体的に記憶していることから、勤務した期間は定かではないが、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人が記憶する元事業主及び元同僚は、いずれも所在が明らかでないことから、申立人の勤務した期間及び当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年5月21日から同年6月1日まで
② 昭和57年12月21日から58年3月16日まで

申立期間①については、A社で営業担当として勤務し、厚生年金保険料が控除された給与明細書を所持している。

また、申立期間②については、B社が運営していたCスキー場のゲレンデを拡張することになったため、A社に籍を置いたまま、索道主任技術者として同スキー場で勤務していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する給与明細書により、申立人は、A社に昭和57年5月21日から勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の資格取得日が雇用保険の資格取得日と同日とされおり、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和57年6月1日を資格取得日と

して届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人が所持する預金通帳によると、昭和58年2月10日付けで50万円及び同年2月19日付けで8万9,663円がA社から申立人の預金口座に振り込まれていることが確認できるところ、申立人は、「これは、申立期間②に係る給与なので、当該期間は、A社に籍を置いたまま、勤務場所がB社の運営するCスキー場に移っただけである。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和57年12月20日にA社を離職し、その翌日（同年12月21日）にB社において資格取得していることから、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが認められるものの、オンライン記録によると、B社は、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日（昭和58年3月16日）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において適用事業所であったことが確認できない。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間②当時の事業主も、「当時の関係資料等を保管していない。」と回答していることから、申立人の当該事業所における当該期間の厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、上記預金口座への振込元であるA社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間②当時の事業主及び社会保険事務担当者は、「関係資料は保管しておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除については確認できない。」と回答していることから、申立人のA社における勤務実態及び上記の振込額からの厚生年金保険料の控除についても確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成7年5月から8年9月までの期間及び9年8月から11年7月までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、7年5月から同年9月までは18万円、同年10月から8年9月までは19万円、9年8月から10年9月までは19万円、同年10月から11年7月までは20万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間④及び⑤において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間④は5万円、申立期間⑤は6万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間④及び⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年5月から14年8月まで
② 平成14年9月から同年10月まで
③ 平成14年11月から18年9月まで
④ 平成17年8月10日
⑤ 平成17年12月30日

A社及びB社に勤務していた申立期間①、②及び③の標準報酬月額は、私が所持している給与明細書の支給額より低いので、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間④及び⑤に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録されていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成7年5月から8年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、7年5月から同

年9月までは18万円、同年10月から同年12月までは19万円と記録されていたところ、8年1月25日付けで、遡及して9万2,000円に訂正され、その後、同額で継続していることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成9年8月から11年7月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、9年8月から10年9月までは19万円、同年10月から11年7月までは20万円と記録されていたところ、同年10月7日付けで、同年8月18日に提出されていた被保険者報酬月額算定基礎届が取り消され、遡及して16万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、元同僚が保管しているA社C事業所の従業員名簿に記載された元同僚のうち、当該期間当時に被保険者資格を有していた14名全員が、平成8年1月25日付け及び10年10月7日付けで、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する給与明細書によると、申立人の給与月額が上記遡及訂正後の標準報酬月額（9万2,000円又は16万円）に相当する額に引き下げられた状況は確認できない。

また、当該事業所の当時の社会保険事務担当者は、「A社には、平成7、8年頃から厚生年金保険料の滞納があった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成8年1月25日付け及び10年10月7日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実在即したものとは考え難く、申立人について、遡及して標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、平成7年5月から同年9月までは18万円、同年10月から8年9月までは19万円、9年8月から10年9月までは19万円、同年10月から11年7月までは20万円に訂正することが必要である。

- 2 一方、申立期間①のうち、平成8年10月から9年7月までの期間及び11年8月から14年8月までの期間、並びに申立期間②及び申立期間③については、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該期間については、申立人が所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間④及び⑤については、申立人が所持する賞与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間④は5万円、申立期間⑤は6万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主からも供述が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月1日から12年10月1日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は、私が所持する給与支払明細書で確認できる支給額より低い上、厚生年金保険料もその支給額に見合ったものが控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成11年12月から12年4月までの期間及び同年6月については、申立人が保管する給与支払明細書によると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

2 申立期間のうち、平成10年8月から11年11月までの期間、12年5月及び同年7月から同年9月までの期間については、申立人が所持する当該期間の給与支払明細書又は出金伝票によると、差引支給額又は出金額は全て同額の25万円と記載されているのみで、当該期間における各種控除前の給与支給額及び保険料控除額が確認できない。

しかし、当該給与支払明細書等の差引支給額又は出金額（25万円）は、上記1の期間の給与支払明細書における差引支給額と一致している上、B村が保管する申立人に係る平成10年から12年までの住民税課税記録（電算記録）における各年の給与収入額及び社会保険料控除額は、上記1の期間の給与支払明細書及び申立人が所持する申立期間前の期間（10年1月から同年7月ま

で) の給与支払明細書等の状況から推計できる給与支給額及び社会保険料控除額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 8 月から 11 年 11 月までの期間、12 年 5 月及び同年 7 月から同年 9 月までの期間についても、上記 1 の期間と同様に、その主張する標準報酬月額 (30 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているが、上記の給与支払明細書等により確認又は推認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の給与支払明細書等により確認又は推認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所 (当時) は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成8年5月8日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正する必要がある。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成8年3月は28万円、同年4月は32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成8年5月8日から9年2月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8年5月は28万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月から9年1月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成8年5月から9年1月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月31日から9年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録及びA社から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、当該事業所においては、申立人を含む被保険者18名の資格喪失日が平成8年3月31日とされているところ、当該18名に係る資格喪失処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年4月1日）より後の同年5月8日付けで、遡及して行われていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所においては、当該資格喪失処理と同日付で、当該 18 名のうち、申立人を含む 7 名について、平成 8 年 4 月以降の期間に係る標準報酬月額の変更処理が取り消されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成 8 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われているが、商業登記簿の記録によると、申立期間において法人として存続しており、雇用保険の記録及び給与台帳により、同日以降も複数の従業員を使用し、営業を継続していたことが認められることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断され、当該適用事業所でなくなった旨の処理を行う合理的な理由が見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 8 年 3 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日は、当該資格喪失処理が行われた日（同年 5 月 8 日）とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成 8 年 2 月及び上記の取消し前の記録から、同年 3 月は 28 万円、同年 4 月は 32 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、上記訂正後の資格喪失日（平成 8 年 5 月 8 日）から 9 年 2 月 1 日までの期間については、前述のとおり、申立人は、当該期間において A 社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、当該期間の標準報酬月額については、給与台帳に記載されている給与支給額又は保険料控除額から、平成 8 年 5 月は 28 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 32 万円、同年 9 月から 9 年 1 月までは 30 万円とすることが妥当である。

一方、前述のとおり、A社は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間のうち、平成 8 年 5 月 8 日から 9 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていないことから、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月 28 日から平成 4 年 6 月 1 日まで
② 平成 10 年 5 月 1 日から同年 11 月 27 日まで
③ 平成 11 年 6 月 21 日から 12 年 11 月 8 日まで

申立期間①は、実家で経営していたA社に勤務しており、事業主である父親から「年金の手続はしてある。」と言われていたので厚生年金保険に加入しているものと思っていた。

申立期間②及び③は、公共職業安定所からの紹介でBに勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。事業所名は、Bではなく、Cであったかもしれない。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の元事業主である申立人の父親の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間①を含む昭和 49 年 8 月 28 日から平成 4 年 6 月 15 日まで父親の健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できる。

また、申立人に係る改製原戸籍の附票によると、申立人は、昭和 59 年 8 月 30 日から平成 9 年 10 月 22 日までD区に居住していたことが確認できることから、申立期間①において、申立人が当該事業所（所在地は、E 県 F 市）に勤務していたとは考え難い。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の記録は確認できない。

加えて、元事業主（申立人の父親）は既に死亡している上、現事業主（申立人の弟）は「当時の関係資料及び人事記録等の保管は無く、当時の状況は

不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、オンライン記録によると、申立人が勤務していたと主張するBは、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人が主張する事業所の所在地を管轄するE地方法務局は、当該事業所について「該当なし」と回答している。

また、申立人も「当該事業所は、事業主とその妻のほか従業員は自分一人であった。」と供述していることから、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「勤務した事業所は、BではなくCであったかもしれない。」と供述しているところ、現存するCの所在地は、申立人が主張する所在地と異なっている上、Cの事業主の母は、「当時、従業員の管理を担当していたが、申立人を知らない。貸金台帳にも申立人の名前は見当たらない。」と回答しており、ほかに申立人がCに勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間②のうち、平成10年8月29日から同年11月26日までの期間について、基本手当を受給しており、また、申立期間③のうち、11年9月1日から12年3月3日までの期間についても、職業訓練を受けながら基本手当を受給し、同年11月8日に別の事業所に就職していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 1213

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月から 51 年 9 月まで
② 昭和 51 年 10 月から 52 年 6 月まで
③ 昭和 52 年 10 月から 53 年 6 月まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、報酬月額に食事代が含まれていないため、標準報酬月額が低く記録されている。申立期間①は16万円以上、申立期間②は17万円以上、申立期間③は19万円以上となるはずなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及びA社から提出された給与台帳兼源泉徴収簿によると、申立人の給与支給額に見合う標準報酬月額は、申立期間のうち、一部の期間においてオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定するところ、上記給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立期間においてオンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。